

令和6年5月24日
公布

改正道路交通法が公布・一部施行されています

令和6年11月1日施行

- ◆ 自転車の危険行為である「酒気帯び運転」及び「携帯電話使用等」に罰則が新設
- ◆ ペダル付原動機付自転車等（いわゆる“モペット”）の「運転」が明確化

「酒気帯び運転」、「運転中のながらスマホ」等の危険行為16類型の違反を繰り返すと自転車運転者講習制度の対象となります。

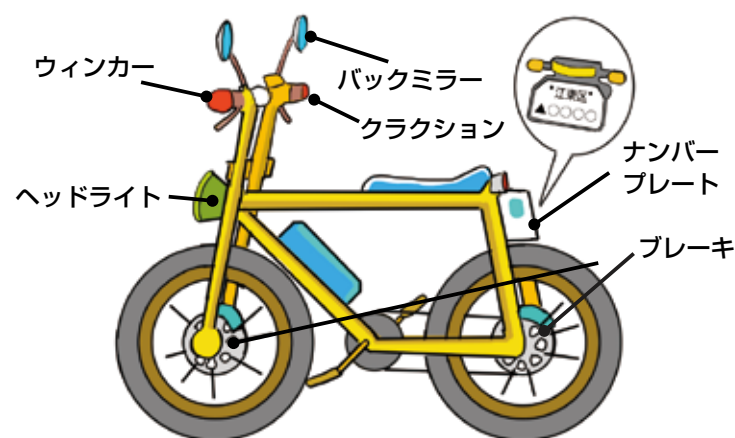
PICK
UP

ペダル付原動機付自転車（モペット）とは

ペダルを漕がずにモーターの動力のみで走行可能なペダル付原動機付自転車（モペット／フル電動自転車／電動バイク）で公道を走行するには、保安基準に適合しなければなりません。

★モペットは自転車ではなく、一般原動機付自転車等に該当します！

モーターを作動させずに走行する場合でも歩道を走行してはいけません。



公道を走行するために必要なこと

- ✓ 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許証の携帯
- ✓ ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備付け
- ✓ ナンバープレートの取付け・表示
- ✓ 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
- ✓ ヘルメットの着用

区の推進事項・TOKYO交通安全キャンペーン行事予定

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全キャンペーンの趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 道路上工事施工箇所の安全点検及び道路交通安全施設等の点検整備

深川警察署・深川交通安全協会行事

- 12月2日（月） 自転車交通安全キャンペーン（木場五丁目交差点）
- 12月3日（火） 交通安全講話（明治安田生命）
- 12月4日（水） 飲酒運転撲滅キャンペーン（富岡・門前仲町地区）
- 12月5日（木） 高齢者交通安全キャンペーン（門前仲町交差点）

城東警察署・城東交通安全協会行事

- 12月2日（月） 高齢者事故防止対策（砂町地区）
- 12月3日（火） 飲酒運転撲滅キャンペーン（大島地区）
- 12月4日（水） 二輪車ストップ作戦（新砂一丁目交差点）
- 12月5日（木） 横断歩行者保護誘導活動（境川交差点）

東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 12月1日（日） 交通安全教室（スケアードストリート）（レインボーライド（青海））
- その他、二輪車ストップ作戦、高齢者事故防止キャンペーン等実施予定

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。右記よりアクセスできます。



ヘルメット助成
HP



自転車点検整備
費用助成 HP



特定小型原動機付
自転車について



TOKYO 交通安全
キャンペーン

令和6年

推進要領

江東区交通安全キャンペーン

12月1日（日）～12月7日（土）

第12回東京都交通安全ポスターコンクール（令和6年度実施）受賞

平久小学校 5年 北澤 初音さんの作品



交通安全宣言のまち

江東区

キャンペーンの重点

- 重点① 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 重点③ 二輪車の交通事故防止
- 重点④ 自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
- 重点⑤ 飲酒運転の根絶
- 重点⑥ 違法駐車対策の推進

東京都のスローガン

世界一の交通安全都市
TOKYOを目指して

重点1 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

高齢者の方へ

- 令和6年9月末現在、今年の都内における交通事故死者数の約4割を高齢者が占め、このうち約6割が歩行者でした。歩き慣れた道路でも、交通ルールを守り通行しましょう。

全ての歩行者の方へ

- 信号無視や斜め横断はやめましょう。
- 歩きスマホは危険です。スマートフォンは、立ち止まって安全な場所で使用しましょう。
- 横断歩道の信号が青であっても、安全であるとは限りません。左右の安全確認をして、車が止まっているか、運転手が自身に気付いているかしっかりと確認してから通行しましょう。



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は事故の危険性が高まります

- 日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。
- 車両運転者は早めにライトを点け、対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用しましょう。
- 歩行者は反射材の活用や明るく目立つ衣服の着用を心がけましょう。



重点3 二輪車の交通事故防止

令和6年9月末現在、今年の都内における二輪車の交通事故死者数は、全死者数の約3割を占めており、区内では二輪車乗車中の交通事故で1名の方が亡くなりました。

- スピードの出しすぎ、急な進路変更やすり抜け運転は、事故を誘発します。常に細心の注意を払い、適度な緊張感とゆとりをもって運転しましょう。
- ヘルメットのおごひもは指が一本入るくらいに締めるのが適正です。
- 胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。
- 二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、安全運転を心がけましょう。



重点4 自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底

自転車を利用される方へ

- 東京都では、対人賠償保険等※の加入が義務となっています。事故を起こしたときは、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。
- ※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 令和6年11月1日から、自転車の「酒気帯び運転」及び「スマートフォン等を使用した『ながら運転』」が罰則付き違反になりました。

電動キックボードを利用される方へ

- 電動キックボードは車道通行が原則です。ルールを守って正しく利用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車※に該当しない電動キックボードは、運転免許が必要です。
- ※特定小型原動機付自転車については、裏面の二次元コードからご確認ください。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 自身の安全のために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

「自転車安全利用五則」

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

江東区では、自転車用ヘルメット購入費用と自転車点検整備費用（TSマーク取得費用）に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は区HPまたは裏面の二次元コードからご確認ください。



重点5 飲酒運転の根絶

飲酒運転等の危険運転は絶対にやめましょう

- 飲酒運転は犯罪です。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
- 飲酒の翌日でも、身体にアルコールが残っている状態で運転すれば酒気帯び運転になります。運転する前日の飲酒は控えめにしましょう。
- 自転車や電動キックボード等も飲酒をした後は乗ってはいけません。



重点6 違法駐車対策の推進

- 交差点や横断歩道、その付近での「違法駐車」は、視界を妨げて危険の発見を遅らせる等、交通事故を誘因する危険性が高くなります。また、交通渋滞の原因となり、緊急自動車（消防車や救急車等）や路線バスの通行妨害を引き起こす等、道路交通に及ぼす影響も大きくなります。
- 短時間の駐車でも、時間貸駐車場やパーキング・メーター等を利用しましょう。

